

議案乙第4号

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

総社市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年総社市条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日提出

総社市議会議長 村 木 理 英 様

提 出 者

議会運営委員会委員長 頓 宮 美津子

提案理由

刑法等の改正により懲役と禁錮が一本化され、拘禁刑が新設されるため「懲役」の表記を「拘禁刑」に改める必要があるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

総社市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年総社市条例第３３号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第５２条 職員若しくは職員であつた者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の <u>拘禁刑</u> 又は１００万円以下の罰金に処する。	第５２条 職員若しくは職員であつた者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の <u>懲役</u> 又は１００万円以下の罰金に処する。
第５３条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の <u>拘禁刑</u> 又は５０万円以下の罰金に処する。	第５３条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の <u>懲役</u> 又は５０万円以下の罰金に処する。
第５４条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の <u>拘禁刑</u> 又は５０万円以下の罰金に処する。	第５４条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の <u>懲役</u> 又は５０万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年６月１日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。